

# 広報みさと号外

第12報 平成29年3月16日発行

住家の修理費が

## 100万円未満の一部損壊世帯にも義援金配分が決定

このたび、広報みさと号外第12報を作成しました。今回は、各種支援制度や義援金等についてのお知らせをします。ぜひご一読ください。

### 地震関連の手続きはお済みですか？

手続きによって申請期限が異なります。もう一度制度内容を確認していただき、まだ手続きがお済みでない方は、お早目に手続きを行って下さい。

<b>3月31日まで</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明の申請受付期限</li> <li>・民間賃貸住宅借上げ事業の申込期限</li> <li>・日本財団見舞金の郵送必着と持込期限</li> </ul>
<b>4月13日まで</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災住宅の応急修理申込期限</li> </ul>
<b>4月28日まで</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・り災証明二次調査の申請受付期限</li> </ul>
<b>5月31日まで</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の解体撤去申請受付期限（詳しくは裏面へ）</li> </ul>

必要な書類や細かい条件などについては、広報みさと3月号（4～5ページ）をご覧ください。

年度末のため手続きに時間を要する可能性があります。  
お早めに手続きを行ってください。



### 修理費用に30万円以上を要した一部損壊世帯へ配分します

平成29年2月24日（金）に行われた美里町配分委員会と、3月7日（火）の一般会計補正予算において、修理費用が30万円以上100万円未満の一部損壊世帯に対しての義援金・扶助費の配分が決定されました。

住家がり災証明書で一部損壊の判定を受けた世帯のうち

住家の修理にかかった金額	配分金額
30万円以上 50万円未満	3万円
50万円以上 100万円未満	5万円
100万円以上	10万円

修理費用が100万円以上の方への義援金については、3月2日（木）発行の号外第11報でご確認ください。



事業の概要

修理の対象範囲

申請に必要なもの

問合せ先等

日常生活に欠くことができない部分の修理（内装や外構のみの工事、家電製品の修理等は対象になりません。）

<p>対象となる 工事箇所・部分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根、柱、床、外壁、基礎等</li> <li>・ドア、窓等の閉口部（ガラス・鍵の交換も含む）</li> <li>・上下水道、電気、ガス等の配管・配線、給排気設備（換気扇等）</li> <li>・衛生設備（便器、浴槽等）・給湯設備（電気温水器等）</li> </ul> <p>※上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り換えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。</p>
<p>対象とならない 工事箇所・部分</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、畳、障子等）</li> <li>・外構（門、車庫、カーポート、塀、柵等）</li> <li>・家電製品</li> </ul> <p>※ただし、壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を行う場合には1戸当たり6畳相当を限度として、また、壊れた外壁の修理と共に内装の補修をする場合には、当該壁の部分に限り対象となります。</p>

- ①美里町独自義援金及び扶助費配分申請書（修理費用100万円未満用）  
※各庁舎の被災者支援相談窓口を設置してあります。（町ホームページからもダウンロードできます）
- ②り災証明書（一部損壊の判定をされたもの）または、り災届出証明書（手数料：300円）
- ③工事費の領収書（領収書は税務署へ提出する場合があります）
- ④修理工事の内容が分かる書類等（工事内訳書、工事明細書、見積書等）  
※工事内訳書等の提出が困難な場合は、申出書と工事前後の写真が必要となります。
- ⑤申請者名義の預金通帳の写し・印鑑
- ⑥申請に来られる方の身分証明書（運転免許証、健康保険証等）  
※申請者は、原則として世帯主です。  
※申請者以外の方が申請に来られる場合には、申請者からの委任状と本人確認ができるものが必要です。

**ご注意ください！**  
修理費用が100万円以上の申請とは、①と②が違います。（詳しくは号外第11報に掲載）

◇申請期間（予定）平成29年3月13日（月）～平成30年3月30日（金）（土日祝日等の閉庁日を除く）  
※平成30年3月30日までに工事が完了できない等の理由で書類が揃わないときは、①の申請書の提出をしていただければ申請期間内の受付とします。

- ◇受付場所 各庁舎被災者支援相談窓口
- ◇受付時間 8時30分～17時まで
- ◇問合せ先 福祉課子ども・生活支援係 ☎47-1116（直通）

裏面もご覧ください

## 介護保険料の減免対象期間を9月納期分まで延長します

平成28年熊本地震により被災された第一号被保険者（65歳以上の方）にかかる介護保険料について、平成28年度に続き、平成29年度も減免を行うことを決定しました。対象となるのは、平成29年4月1日から同年9月30日までの間に普通徴収の納期限が到来する保険料（特別徴収の場合は同期間に徴収される保険料）です。

平成29年度介護保険料減免は、平成29年度の本算定（6月）以降に決定のうえ通知する予定です。平成28年度に減免された方についても、平成29年4月に仮算定納付書を送付しますので、お支払いをお願いいたします。（平成29年度の減免分については、6月以降の保険料で調整します。）

美里町内で被災され居住する住宅が半壊以上と認められる第一号被保険者については、り災証明の判定に基づき自動的に減免を行うため、申請は不要となります。ただし、美里町以外で被災された場合や地震により死亡、障害者となった場合、地震により主たる生計維持者の収入が減少した場合など特別な事例の場合は申請が必要となりますので、申請書類の提出をお願いします。

詳しくは、福祉課介護・高齢者支援係までお問い合わせください。

### ◇保険料減免対象要件

- ①第一号被保険者の居住に係る住宅が地震による損害の程度が半壊以上と認められるとき
  - ②地震により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、障害者となり、または重篤な傷病を負った場合
  - ③地震により、世帯の主たる生計維持者が行方不明となった場合
  - ④地震により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入および給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、そのいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が平成27年中の当該事業収入等の額の10分の3以上である場合
- ※合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円を超える方は減免の対象になりません。

### ◇申請書を提出する場合に申請に必要な書類等

- 介護保険料減免・徴収猶予申請書
- 調査同意書
- 資産・個人住民税の課税状況等の調査に関する同意書（該当する場合のみ提出）  
※上記の書類は、申請受付窓口にも備え付けています
- り災証明書の写し
- 地震保険（損害保険）給付額の通知の写し  
※上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。申請前に一度お問い合わせください。
- 申請者および被災した方の印鑑

以下の書類等は個人番号の記入に伴い、提示により確認します

- ・被保険者本人の介護保険の保険証または医療保険の保険証
- ・被保険者本人のマイナンバーが確認できるもの
- ・申請者の写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）

◇問合せ 福祉課介護・高齢者支援係 ☎47-1116（直通）



## 介護サービス利用料の免除証明書の有効期間を延長

### 平成29年9月30日まで延長 免除証明書を3月下旬に再交付します

号外第11報でお知らせしました国民健康保険・後期高齢者医療と同日になりました

平成28年熊本地震により被災された方のうち下記の「免除となる方」に該当される方が介護サービスを利用される際に、利用料の一部負担金（窓口負担）が免除されますが、免除期間が平成29年9月30日まで延長されます。これまで申請された方には「免除証明書」を発行していますが、有効期間は「平成29年2月28日まで」と記載されています。

有効期間を「9月30日まで」とした免除証明書は、3月下旬に交付する予定です。  
対象者の方でまだ申請をされていない方は、砥用庁舎福祉課または中央庁舎住民課で申請を行ってください。

### ◇免除となる方

美里町の介護保険にご加入の方のうち次のいずれかに該当し、介護サービスを利用する方

- ・住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をされた方
- ・主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負われた方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止、または休止された方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

### ◇対象期間

- ・平成29年9月末までの利用分 ※施設入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

### ◇申請に必要な書類等

- ・介護保険利用者負担額減額・免除申請書
- ・り災証明書の写し
- ・被保険者本人の介護保険の保険証または医療保険の保険証
- ・被保険者本人のマイナンバーが確認できるもの
- ・申請者の写真付きの身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ・申請者の印鑑

◇問合せ 福祉課介護・高齢者支援係 ☎47-1116（直通）

## 家屋の解体申請はお早めに！受付は5月31日（水）まで

熊本地震により被害がある家屋等の解体撤去申請の受付を5月31日（水）で終了します。解体撤去を希望される方は、お早めの申請をお願いします。

### ◇申請時に必要な書類

- ・本人確認書類（運転免許証等の写し）
- ・り災証明書または、り災届出証明書の写し
- ・共有物件の場合は、全員の同意書・印鑑証明書
- ・未相続の場合は、法定相続人の同意書・印鑑証明書
- ・抵当権が設定されている場合は、関係権利者の同意書

◇問合せ 水道衛生課衛生下水道係 ☎47-1114（直通）

